

## インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（C—1000—19）

1 インターネットによる関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙（別紙1及び別紙2を含む。）に必要事項を記載したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定税関の首席関税評価官等に電子メールにより送信する。

なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。

2 「照会者の住所、氏名」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載する。また、「輸入者符号」欄には、照会者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。

3 「代理人の住所、氏名」欄には、照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の住所、氏名又は名称を記載する。

4 「輸入貨物の品名」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名及び税番を記載する。

5 「輸入申告予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。

6 「輸入予定時期」欄には、当該照会に係る貨物の最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間を記載する。

7 「照会の趣旨」欄には、照会に係る取引における関税評価上の取扱いに関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載する。

8 「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄の内容については、別紙1に次のように記載する。

(1) 1.(1)の「輸入者」及び「輸出者」、「輸入の委託者」及び「輸出の委託者」並びに「売手」及び「買手」とは、輸入貨物の評価（個別・包括）申告書I（C—5300）記載要領（Aの1の欄）と同様とする。

(2) 1.(2)の「取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）」は、照会事項に係る取引等における具体的な内容の説明、取引当事者間の権利・義務関係など、課税価格の決定において必要と考えられる事実関係、その他参考となるべき事項を可能な限り具体的かつ詳細に記載する。また、関税率法（以下「定率法」という。）第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事情、同項第4号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に関係がある取引上の特殊な条件の有無及びその内容（特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む。）がある場合には、その内容を記載する。

(3) 2.「輸入貨物の課税価格の決定における計算方法」の内容については、「照会の趣旨」欄に記載した法令解釈・適用上の疑義に関して照会者の見解に基づく輸入貨物の課税価格の計算方法を記載する。

イ 2.(1)の欄については、照会者の見解により定率法第4条を適用する場合の金額及びその計算方法をそれぞれ記載する。

(イ) 「①現実に支払われた又は支払われるべき価格」とは、当該照会に係る輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額（買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。）（定率法施行令第1条の4）をいう。

- (ロ) 「②加算要素」とは、定率法第4条第1項各号に掲げる運賃等で、①に含まれていないものをいう。
- (ハ) 「③控除すべき費用等」とは、定率法施行令第1条の4第1号から第4号のもので①に含まれているが、その額が明らかになるものをいう。
- (ニ) 「④合計又は計算方法」欄には、①から③までの費用の合計額又は当該合計額を納税申告の際に個々の貨物の課税価格として適用する場合の計算方法を記載する。
- ロ 2.(2)の欄については、定率法第4条以外を適用する場合に、適用条項及び課税価格の計算方法を具体的に記載する。
- (4) 3.「上記2の適用条項及び計算方法となる理由」欄については、照会書の「照会の趣旨」欄に記載した法令解釈・適用上の疑義に関して照会者の見解により、2.「輸入貨物の課税価格の決定における計算方法」となるに至った理由（例えば、照会者の法的解釈、取引に係る事実認定、関税評価協定上の決定文書または採択文書等）を具体的かつ詳細に記載する。
- 9 「添付資料」欄の「事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類」については、照会事項を説明するに当たり関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を〔 〕内に記載する。
- 10 「文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて」欄については、関税法基本通達7—19の3—2の(5)のロの要件を満たす場合にのみ切替えが可能となることに留意する。
- 11 「非公開期間の要否」欄については、本回答書は関税評価の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供するので、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、同欄の「要・否」のうち要を○で囲む。
- 12 「非公開理由」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。
- 13 「非公開期間」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の( )内に具体的な非公開期間（180日を超えない期間に限る。）を記載する。